



資源ごみ収集

容器包装プラスチック

古紙・衣類収集

空き缶

- 飲料水・食料品・日用品などの金属製の空き缶で一斗缶以下の大きさのもの

金属製の生活用品

- なべ・灰皿・アルミ箔などの金属製の生活用品で最大の辺又は径が30cm以下のもの、あるいは棒状で1m以下のもの（ただし、ホーロー製品は除く）

スプレー缶・カセットボンベ類

- 必ず中身を使い切り、穴をあけず透明または半透明の袋に入れ、その他の対象品目は別袋でお出しください。

空きびん

- 飲料水・食料品・日用品・化粧品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下のもの
- ※ビールびん・一升びんなどのリターナブルびんは購入店・販売店にお返しください。

ペットボトル

- しょうゆ・飲料用・酒類等のペットボトルでラベルなどの部分に表示があるもの
- ※一部のスーパーマーケットでも、ペットボトルの回収が行われています。

対象になるもの

◆容器包装プラスチックとは？

「容器」とは商品を入れるもの（袋を含む）、「包装」とは商品を包むもので、容器包装プラスチックとは、その中身を出したり、使ったりした後、不用となるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

※容器包装プラスチックには マークが表示されています。

6品目に分けてお出してください

- 新聞・折込チラシ
- 雑誌
- 段ボール
- 紙パック
- その他の紙
- 衣類

資源ごみや容器包装プラスチック、古紙・衣類の詳細い分別方法や対象品目、出し方の注意等については11・12ページまたは、環境局ホームページ「ごみの出し方」<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009337.html>から、それぞれのページへ移動しご覧ください。

